

警察署ブロック制度の実施について（例規）

最終改正 令和 8. 2. 20 例規務第 3 号
京都府警察本部長から各部長、各所属長あて

最近における警察業務の複雑・多様化、増大化に対処し、かつ、諸情勢の変化に即応した警察運営を推進するため、警察本部（以下「本部」という。）及び警察署（以下「署」という。）並びに署相互間のコミュニケーションの円滑化を図る必要があり、この度、ブロック別警察署長会議（以下「ブロック署長会議」という。）の運営を主とした警察署ブロック制度の基準を、次のとおり定め、実施することとしたから、実効の挙がるように努められたい。

記

1 ブロックの区分及び構成警察署

ブロックの区分、名称及び構成警察署は、次の表のとおりとする。

区分及び名称	ブ ロ ッ ク 構 成 警 察 署
北 ブ ロ ッ ク	上京、左京、北
中 ブ ロ ッ ク	東山、中京、下京
南 ブ ロ ッ ク	伏見、山科、南、宇治
西 ブ ロ ッ ク	右京、西京、向日町
南山城ブロック	城陽、八幡、田辺、木津
丹波ブロック	亀岡、南丹、綾部、福知山
丹後ブロック	舞鶴、宮津、京丹後

2 ブロック幹事警察署長

- (1) 各ブロックに、ブロック幹事警察署長（以下「幹事署長」という。）を置く。
- (2) 幹事署長には、ブロック内の警察署長（以下「署長」という。）のうち、上位の階級にある者（同階級にある者が複数の場合は、前任者）をもつて充てる。
- (3) 本部において必要により幹事署長会議を開催するほか、各種会議に、幹事署長の出席を求めることができる。

3 ブロック署長会議

(1) 目的

ブロック署長会議は、ブロック内における署長の意見の交換・協議、警察本部長（以下「本部長」という。）から意見を求められた問題についての検討及び緊急を要する本部からの指示・伝達等を行うことを目的とする。

(2) 会議の主宰、出席者等

- ア 会議の開催は、年 1 回以上とする。
- イ 会議は、幹事署長が主宰する。

ウ 会議には、原則として、本部長及び本部長が指定する部長（サイバー対策本部長を含む）。以下「指定部長」という。）が出席する。

エ 幹事署長は、議題によつては、指定部長のほか、他の部長若しくは本部の所属長又は他のブロックに属する署長の出席を求めることができる。

(3) 会議の日時、議題等

ア 会議の日時、場所、議題等は、幹事署長があらかじめブロック内の署長と協議し、指定部長の意見を聴いて決定する。

イ 会議の開催の通知は、幹事署長が行う。

(4) 会議の記録

会議の記録は、開催地の署で要点を整理して作成し、幹事署長が保管するものとする。

(5) 会議に関する本部の事務所管

ブロック署長会議の運営が円滑に行われるよう、この事務処理については、総務課において行う。

4 部長会議における評議

ブロック署長会議において検討された事項のうち、必要なものについては、部長会議において評議し、警察施策に反映させるものとする。